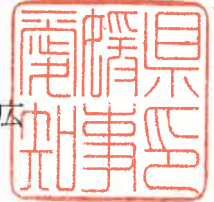


4 医保第 490 号
令和 5 年 2 月 21 日

愛媛県国民健康保険運営協議会会長 様

愛媛県知事 中村 時広



国民健康保険事業に関する審議について（諮問）

国民健康保険法第 11 条第 1 項に基づき、次の事項について諮問します。

記

国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること

【別添】

国保事業費納付金の徴収に関すること【諮問事項】

【納付金算定に関する係数等の設定】

事 項	事務局（案）	
	変 更 前	変 更 後
保険料 激変緩和措置	<p>市町ごとの1人当たり保険料必要額の伸び率が、一定割合を超過する場合、超過部分を激変緩和の対象とする。</p> <p>一定割合は、医療給付費等の自然増による伸び率+δとし、$\delta=0.4\%$とする。</p>	<p>市町ごとの1人当たり保険料必要額の伸び率が、一定割合を超過する場合、超過部分を激変緩和の対象とする。</p> <p>一定割合は、医療給付費等の自然増による伸び率+δとし、$\delta=0.3\%$とする。</p>

《参考》その他の係数については、従前どおり。

事 項	答申内容
所得係数「 β 」	<p>標準のβ (全国平均所得を1とした場合の県平均所得)</p>
市町への配分方法 (2～4方式)	<p>3方式 (均等割・平等割・所得割)</p>
均等割、平等割 の比率	<p>7 : 3 (均等割 : 平等割)</p>
医療費指数 反映係数「 α 」	<p>$\alpha = 1$ (医療費水準を最大限反映)</p>